

一括有期事業について (2006.10.20)

労働保険（有期事業）

→ **原則** 建設の事業開始、終了の都度手続をとる

ただし、

小規模な建設事業を年間を通じて数多く行う場合、それぞれの事業をまとめて一つの保険関係で処理できます。

これを「一括有期事業」といいます。

一括有期事業は、通常の労働保険（継続事業）の徴収支払と同様に、毎年5月の年度更新の手続をとることになります。



（一括有期事業の要件）

それぞれの有期事業が次の全ての要件に該当した時、それらの事業は法律上一个の事業と見なされ、継続事業と同様に取り扱われます。

- 事業主が同一人であること。
- 建設の事業であること。
- それぞれの建設の事業の規模が、概算保険料を試算してみた場合、その額が160万円未満であって、かつ、建設の事業においては、請負金額が1億9千万円未満であること。
- それぞれの事業に係る保険料納付の事業所が同一で、かつ、それぞれの事業が、その一括事業所の所在地を管轄する都道府県労働局の管轄区域か隣接する労働局の管轄区域内で行われていること。



建設業は必ず元請負人責任

○請負事業の一括

建設の事業については、請負事業者がその請け負った工事の全部または一部を、さらに他の請負業者に請け負わせ、数次に渡る請負で有機的な関連をもって一体で行われるのが普通です。この場合、これらの下請負事業ごとに分割して保険適用することは実情にそぐわず困難です。

そこで、この場合は、法律上当然に下請負事業を元請負事業に一括して、元請負人のみを適用事業の事業主として取り扱うこととなっております。